

## 公立小学校・中学校の修学旅行実施基準

平成7年2月6日  
沖縄県教育委員会教育長決裁

改正 平成10年4月28日  
改正 平成26年5月19日  
改正 平成31年3月29日

公立小学校及び中学校の修学旅行は、ここで示す基準により、学習指導要領に示された特別活動の目的や内容及び児童生徒の発達の段階等を考慮して実施すること。

### 1 実施

公立小学校及び中学校の修学旅行は、ここで示す基準によることを原則とするが、所管の教育委員会において特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

### 2 旅行日程

- (1) 小学校については、参加者が実施学年在籍児童数の90%以上ある場合に、1泊2日以内の日程により実施すること。
- (2) 中学校については、参加者が実施学年在籍生徒数の90%以上ある場合に、3泊4日以内(但し船中泊を除く)の日程により実施すること。
- (3) 離島の小・中学校については、(1)及び(2)の日数に、離島沖縄本島間の往復の日数や船便の都合による日数を加算するものとする。

### 3 旅行地

修学旅行のねらいや安全の確保、保護者の経済的な負担等も十分考慮し決定すること。

### 4 引率者

引率者については原則として教諭をもって充て、次のとおりとすること。

- (1) 引率者の数は、参加児童生徒25名につき1名を基準とする。
- (2) 引率責任者は、校長若しくは副校長又は教頭とする。
- (3) 学校医又は養護教諭を引率者に加えることが望ましい。
- (4) 特別な配慮を必要とする参加児童生徒への対応にかかる引率者については、対象児童生徒5名につき1名の引率者を申請することができる。対象児童生徒については、別に定める。
- (5) (2)(3)(4)については、(1)に規定する引率者の枠外扱いとする。

### 5 引率者の旅費

引率者の旅費については、予算の範囲内で県が負担する。また、県が負担する上限は、小学校においては本県の範囲内、中学校においては九州の範囲内とする。

### 6 実施計画書の提出

修学旅行を実施する学校は、所管の教育委員会へ事前に実施計画書を提出するとともに、修学旅行全般にわたって指導助言を受けること。

#### 付記事項

この実施基準は、平成7年4月1日から実施する。

#### 付記事項

この実施基準は、平成10年4月1日から実施する。

#### 付記事項

この実施基準は、平成26年4月1日から実施する。

#### 付記事項

この実施基準は、平成31年4月1日から実施する。